

2024年11月

お客さま各位

金沢信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

金沢信用金庫（理事長 広岡 克憲）では、「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みとして、下記のとおりのお取扱いを実施させていただきます。

2021年（令和3年）6月に政府から公表された「成長戦略実行計画」をふまえ、金融業界では2026年度末までに「手形・小切手の全面的な電子化」を目指しております。

引き続き「手形・小切手の全面的な電子化」を通して、お客さまの利便性向上およびサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形等の代金取立の一部受付停止

2025年1月6日（月）より、2027年4月以降を期日とする手形等（2027年4月以降を振出日とする先日付小切手を含む）について、期日管理を伴う代金取立の受付を停止いたします。

2. 払戻請求書による当座預金からの払戻しの取扱い開始

2025年1月6日（月）より、当座預金からの払戻について、お取引店の店頭で当金庫所定の払戻請求書へ記名押印のうえ、当座預金の口座番号が確認できる資料（入金帳等）とともにご提示いただくことにより、小切手を振り出すことなく、払戻しが可能となります。

なお、小切手による払戻しも従来通りご利用いただけます。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

金沢信用金庫 事務部

事務統括グループ

TEL 076-231-0238

（平日 9:00～17:00）